

## 深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に関する覚書

平成6年4月20日付けの国際エアカーゴ基地形成のための新千歳空港の24時間運用に関する合意書（以下「合意書」という。）第3条に基づき、深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更について、「新千歳空港の24時間運用を巡る千歳市地域協議会」を構成する北海道、千歳市及び町内会は、次のとおり合意する。

### 記

- 1 合意書第2条第2項中「1日当たり最大6回（3往復相当）」を「1日当たり最大30回（15往復相当）」に改める。
- 2 上記1の離着陸回数のうち、24回については、22時から24時まで及び翌朝6時から7時までの時間帯に限るものとする。
- 3 北海道及び千歳市は、深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に伴う対策を、別添のとおり実施する。

この合意を証するため、本書を15通作成し、北海道、千歳市及び町内会が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 8月22日

北海道  
北海道知事 [署名] [印]

千歳市  
千歳市長 [署名] [印]

旭ヶ丘町内会代表 [署名] [印]

弥生町内会代表 [署名] [印]

寿町内会代表 [署名] [印]

梅ヶ丘1丁目  
町内会代表 [署名] [印]

若葉団地町内会代表 [署名] [印]

日の出南町内会代表 [署名] [印]

日の出北町内会代表 [署名] [印]

根志越エアカーゴ基地  
対策協議会（根志越）代表 [署名] [印]

根志越エアカーゴ基地  
対策協議会（中央長都）代表 [署名] [印]

あけぼの団地  
町内会代表 [署名] [印]

寿官舎町内会代表 [署名] [印]

駒里連合会代表 [署名] [印]

祝梅町内会代表 [署名] [印]

## 新千歳空港の深夜・早朝の時間帯における 航空機の離着陸回数の変更に伴う対策

### 1 住宅防音対策

#### (1) 対策区域

別紙のとおり

#### (2) 対策区域の指定日

別に定める。

#### (3) 対策の対象住宅等

上記(2)の対策区域の指定日（以下「区域指定日」という。）の時点で対策区域内に所在又は建築確認申請が行政機関に受理されている次の住宅等とする。

- ①住宅（専用住宅又はその他の建物の居住部分）
- ②集会所（対策を行うことが必要と認められる町内会館等、地域住民が集会等に使用する施設）

#### (4) 工事等の内容

① 防衛省地方協力局が定める「住宅防音工事標準仕方書」に準拠して、次のとおり実施する。

区分	対象住宅等	内容
防音建具 機能復旧 工事	平成6年の6枠合意に基づき、防音工事を実施した住宅等	左記の防音工事により外部開口部に設置した防音サッシが現にその機能の全部又は一部を保持していない場合には、新たな防音サッシへの取替(必要な原状復旧を含む)又は内窓の設置に助成する。
新規住宅 防音工事	平成7年6月1日から区域指定日までに建設された住宅等 平成6年の6枠合意に基づく防音工事の対象住宅等のうち、防音工事を実施しなかったもの 平成6年の6枠合意に基づく防音工事後、区域指定日までに建て替えられた住宅等	別に定める工法別の区分により、必要な防音工事を行う場合に助成する。なお、外部開口部については、防音サッシへの取替(必要な原状復旧を含む)又は内窓の設置に助成する。
建替住宅 防音工事	区域指定日までに建てられた住宅であって、区域指定日後に老朽化や災害などで建て替えられるもの	対象住宅等が、上記の工事に代えて建て替える場合の通常仕様と防音仕様の差額を助成する。

② 新規住宅防音工事及び建替住宅防音工事の対象室数については「家族数＋1」の居室を対象とし、最低5室とする。なお、国の対策の対象住宅は差室を対象とする。

③防音工事実施後のフォローアップ工事の時期や内容については、適正な時期に検討する。

④工事は毎年度の予算の範囲内で、次の優先順位により実施する。

《優先順位》

1. 騒音の影響の大きな地域を優先
2. 内窓設置工事のみを希望する場合は、区域に関わらず優先的に受付

## 2 地域振興対策

地域の活性化や住民生活の安定・向上に資する事業を実践するため、公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団（以下「財団」という。）に新たに基金を設置する。

区 分	内 容
基金の総額	26億円
造成の期間	10年間（覚書の締結日の翌年度から積み立てる。）
使 途	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 住宅の防音機能の維持、拡充等に資するよう、合意後に関係町内会と千歳市が協議し、地域協議会において決定する。</li><li>○ 市街地以外の地域における施設整備については、基金の中で対応する。</li></ul>
運 用 等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 千歳市は、上記の使途に基づく運用計画を策定し、北海道を通じて財団に提出するものとする。</li><li>○ 財団は、当該運用計画に支障がないよう、基金を管理するものとする。</li><li>○ 基金は、その全額が取り崩された時点で廃止する。</li></ul>

対策区域図  
(千歳市全体)

